

高知県動物愛護管理推進計画

平成20年4月

高 知 県

目 次

はじめに	1
1 推進計画の考え方	2
(1) 趣旨	
(2) 性格	
(3) 計画の期間	
2 推進計画の目標	2
(1) 人と動物との調和の取れた共生社会の実現	
(2) 人と動物の安全の確保	
3 役割	2
4 推進計画の構成	3
5 高知県における取り組み	4
(1) 普及啓発	4
(2) 動物の殺処分数の削減	8
(3) 動物による危害や迷惑問題の防止	11
(4) 所有者明示(個体識別)措置の推進	14
(5) 動物取扱業の適正化	16
(6) 実験動物の適正な取扱いの推進	18
(7) 産業動物の適正な取扱いの推進	19
(8) 災害時対策	20
(9) 人材育成	22
(10) 調査研究の推進	24
6 達成状況の確認と計画の見直し	26

はじめに

少子高齢化の進行を背景に、心豊かでゆとりに満ちた生活の伴侶として動物に心の安らぎを求める傾向がある一方、生活様式や価値観の多様化により、動物に関するさまざまなトラブルも発生しています。

動物をめぐる状況としては、平成18年度に国内で人の狂犬病発症事例があり、世界規模で人や動物が移動する状況において、改めて人と動物の共通感染症対策の重要性が認識されました。また、危機管理の分野として、南海地震対策についても緊急を要する状況となっています。

本県においては、平成7年に、現在の高知県動物の愛護及び管理に関する条例の前身となる条例を策定し、学校における普及啓発や動物愛護推進員の委嘱、動物愛護推進協議会の設立、関係団体とのネットワークづくりなど、動物の愛護と適正管理の向上を目指してきましたが、まだ多くの分野で対策が必要です。

このような中で、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、環境省から「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が示されました。これに即し、県においても今後10年間の施策の方向性を示す「高知県動物愛護管理推進計画」を策定することになりました。

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、行政はもとより、県民、関係団体、事業者など、動物にかかわる全ての人々が動物愛護や適正管理の意識を持ち、それぞれの立場において行動することが必要です。

この推進計画は、それぞれの立場において、県全体としてどのように取り組むべきかという方向性を示したものです。今後はこの計画に沿って、人と動物との共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

1 推進計画の考え方

(1) 趣旨

この計画は、人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向けて、高知県が取り組む方向性を示したものです。

(2) 性格

この計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく計画であり、県民、行政、関係団体など、動物の愛護管理にかかわる者の行動指針としての性格を持つものです。

(3) 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

2 推進計画の目標

(1) 人と動物との調和の取れた共生社会の実現

関係団体、関係機関、動物愛護推進員などとの連携・協働体制を推進し、適正飼養の啓発、動物愛護思想の普及を行うとともに、動物取扱業者への情報伝達、指導等により、事業者による飼い主への社会的責務に関する普及を図ります。

(2) 人と動物の安全の確保

動物による人への危害を防止するとともに、人と動物の共通感染症、災害発生時の危機管理体制を作ります。

3 役割

この計画を実施していくためには、高知県及び関係団体等の連携・協働による取り組みが重要であるため、それぞれが次の役割を担う必要があります。

(1) 高知県の役割

動物取扱業者の登録と監視指導、動物の保護収容、譲渡・返還、人と動物の共通感染症対策、災害時対策といった広域の事業を担うほか、動物にかかわる人全員が一体となって普及啓発活動が行えるよう、関係団体間の調整による体制づくりや推進員の委嘱など、全体の調整機関としての役割を果たす必要があります。

(2) 市町村の役割

地域住民と密接に関わる立場として、地域の実情に応じた具体的な取り組みを検討し、県と共に、狂犬病予防、動物の適正飼養、動物愛護について住民の理解を促進していく必要があります。

また、災害発生時の対策として、避難所における動物の取扱いなどについて地域の実情に応じた対策の検討と設備や物資の備蓄を行う必要があります。

(3) 住民の役割

動物に対して人が抱く感情はさまざまであることを前提とし、地域においては、それぞれの立場で日ごろから相互理解による関係を築くとともに、地域単位で協力、相談体制をもちながら問題の解決に向けた対応をしていくことが求めら

れます。

(4) 動物の飼い主の役割

動物の飼い主としての責務を自覚し、法令や関係基準を遵守し、動物の生理・生態・習性に応じた飼養を行う必要があります。また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう行動する必要があります。

(5) 動物取扱業者の役割

飼い主に対する重要事項の事前説明などにより、飼い主責任の浸透を図るなど、適正飼養の推進に大きな社会的役割を担っています。法令、関係基準を遵守し、動物の適正管理を確実に実施する必要があります。

(6) 動物愛護推進員の役割

行政、動物関係団体などと協力し、地域に根付いた具体的な普及啓発活動のリーダーとしての役割が期待されます。

(7) ボランティア、関係団体等の役割

各団体等が、その機能や役割に基づき具体的な活動をしていくなかで、それぞれが相互の活動を理解するとともに、動物愛護と適正管理を進めるために目指すべき全体的な方向性について、協力し合い、提案し、実行していく役割が期待されます。

4 推進計画の構成

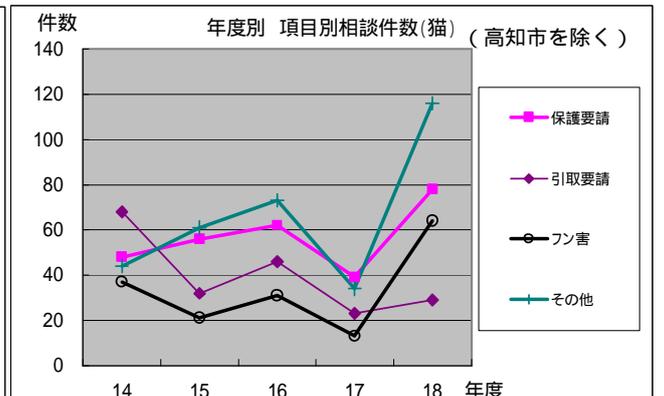
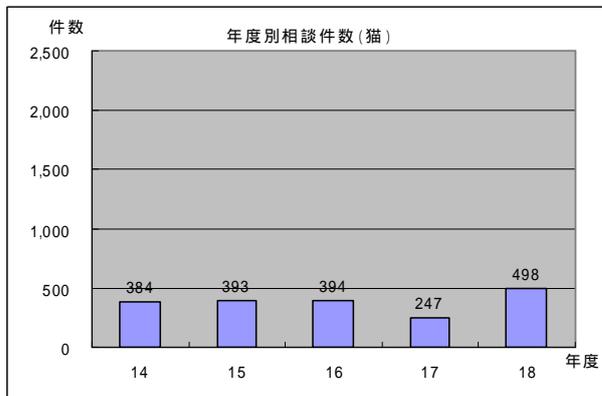
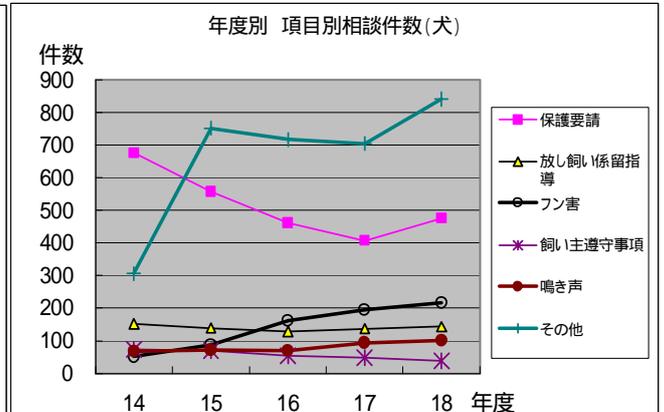
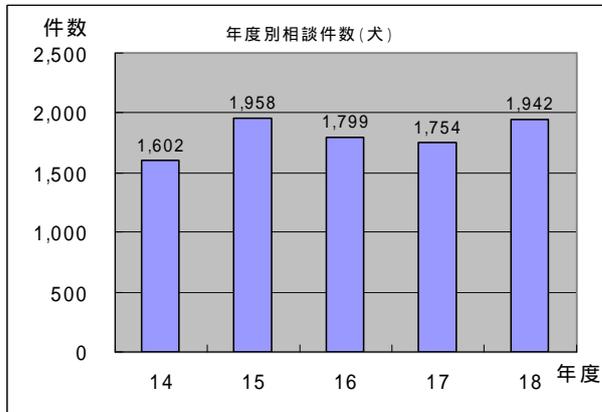
この計画は、基本目標を達成するために必要な施策の内容を10の項目に分け、それぞれに県の「現状」と「これまでの取り組み」、それを踏まえた今後の「取組方針」と「取組内容」を記載しています。

5 高知県における取り組み

(1) 普及啓発

現状

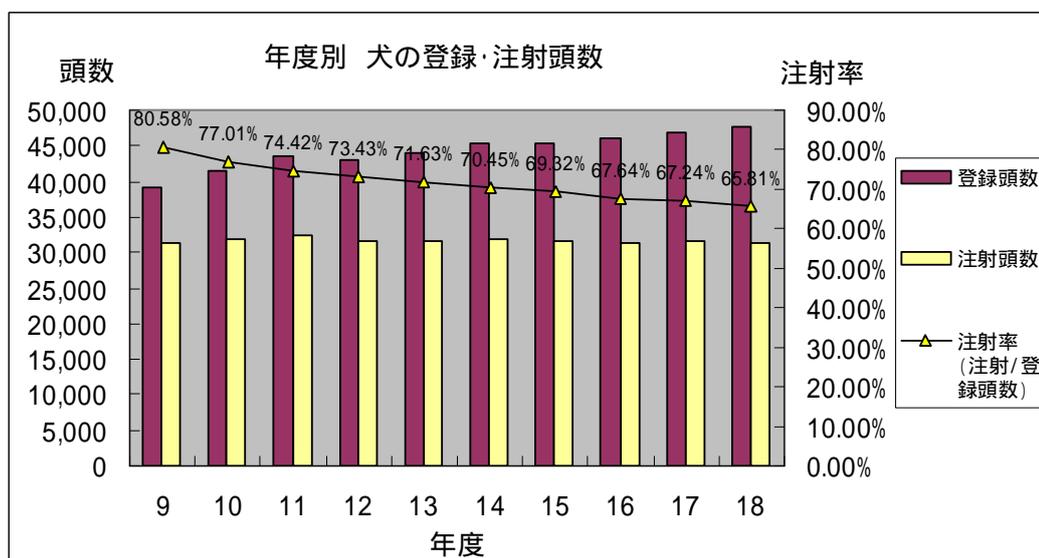
- ・ 高知県の保健所には、猫より犬に関する相談件数が多く寄せられます。
- ・ 犬に関する保健所への相談は、「保護要請」および「その他の相談（飼育相談や譲渡の相談などが含まれる）」が多く寄せられますが、過去5年間の傾向としては、「保護要請」については減少しており、「フン害」「鳴き声」「その他の相談」が増加しています。
- ・ ねこに関する保健所への相談は、「保護要請」および「その他の相談」が多く、過去5年間の傾向としても、「その他の相談」「保護要請」が増加しており、「引き取り要請」は減少しています。「フン害」は、毎年増減しながらも一定の相談が寄せられています（高知市を除く）。



- ・ 県民へのアンケート（平成19年11月高知県調査*）では、動物の飼育で迷惑だと感じることにについて、多い順から「犬のフンの放置（66.3%）」、「猫がきてフンや尿をする（60.9%）」、「犬の放し飼い（35.9%）」、「鳴き声（34.8%）」であり、県で受ける相談の多い順とほぼ同じでした。なお、「猫のフン尿」により迷惑を感じるという回答は、全国調査（平成15年6月内閣府調査）では42.6%であり、県でより多くの方が迷惑を感じていることが判りました。

* 県民の声ネットワークメンバー（県政モニター）へのアンケート
調査対象：高知県民116名 有効回答数：92（79.3%）

- ・ 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数については、登録頭数は増加していますが、注射頭数が減少しているため、登録頭数から見た注射率（注射頭数 / 登録頭数）は10年前から顕著な減少傾向を示しています。（80.58% 65.81%）
- ・ ペットフード工業会の調査では、平成18年度の全国の犬の飼養頭数は約1,200万頭と推計されています。県においても相当数の未登録犬があり、注射率はさらに低い可能性があります。



これまでの取り組み

- ・ 小学校における動物ふれあい教室を保健所職員が実施（平成18年度、小学校21校において試行的に推進員をスタッフとした教室を実施）。
- ・ 子犬の譲渡会において、新たな飼い主に対し、県職員、愛玩動物飼養管理士会による飼養前講習会を実施。
- ・ 高知県動物愛護推進協議会において、主催行事として動物愛護週間行事（動物愛護のつどい）及び動物愛護絵画・ポスター展を実施。
- ・ 狂犬病予防注射（集合注射）実施時及び各動物関係団体（獣医師会、動物愛護団体等）の主催事業においてリーフレット等を配布。
- ・ 高知県動物愛護推進協議会において、人と動物の共通感染症と適正飼養に関する啓発資料を作成中。

取組方針

- ・ 動物を飼う前の早い段階から、飼い主の社会的責任、動物に関する正しい知識を持ってもらいます。
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。
- ・ ねこの屋内飼養、不妊・去勢の措置、個体識別措置について住民全体の意識を向上させます。

取組内容

1 学校における動物愛護教室の実施

県は、早い段階での動物愛護思想の普及、飼い主責任の意識向上を図るために、高知県動物愛護推進員の活動のひとつとして動物愛護教室を定着させ、活動の拡充（活動する地域、実施数の拡充）を図ります。

高知県動物愛護推進員は、県と共に積極的に動物愛護教室を実施していきます。

また、学校との連携を図り、学校の先生からも児童、生徒のみなさんに啓発してもらえよう配慮します。

2 高知県動物愛護推進協議会における普及啓発の推進

県動物愛護推進協議会は、啓発資材の作成や動物愛護週間行事などの普及啓発活動のあり方について検討し、各構成団体の持つネットワークやノウハウを生かした効果的な普及活動を進めていきます。

3 県ホームページ、子犬の譲渡講習会等での積極的な普及啓発

県は、既存のホームページを見やすく改良するとともに、テレビやラジオ、新聞などの活用や、市町村、ボランティアと連携した啓発活動を推進します。

また、県は、子犬の譲渡講習会において、子犬を貰った方が模範的な飼い主となるよう、民間のボランティア等と協力し、積極的な普及啓発を実施します。

4 動物の感染症等に関する情報の提供

県、動物関係団体は、飼い主に役立つ情報として、感染症等に関する情報の一般住民への情報提供に努めます。

5 地域の区長会等を通じた啓発の推進

県及び市町村は、それぞれの協力のもと、動物に関する苦情が多発している地域などにおいて、地域の区長会などを通じた適正飼養の普及啓発を推進します。

また、区長などの地域の代表者は、動物に関する問題を地域全体の問題と捉え、県や市町村と協力して普及啓発活動にあたります。

6 学校飼育動物の適正な飼育環境に関する指導

県は、社団法人高知県獣医師会及び教育委員会等による学校飼育動物の適正飼養の指導を推進します。

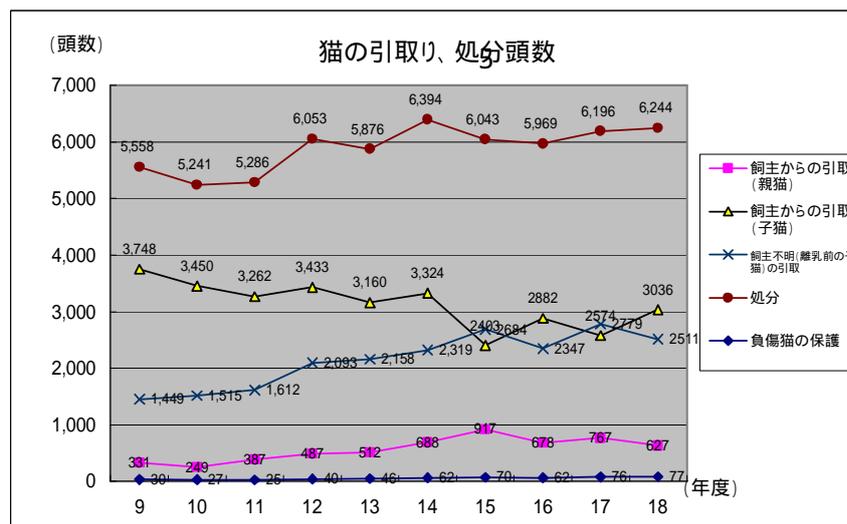
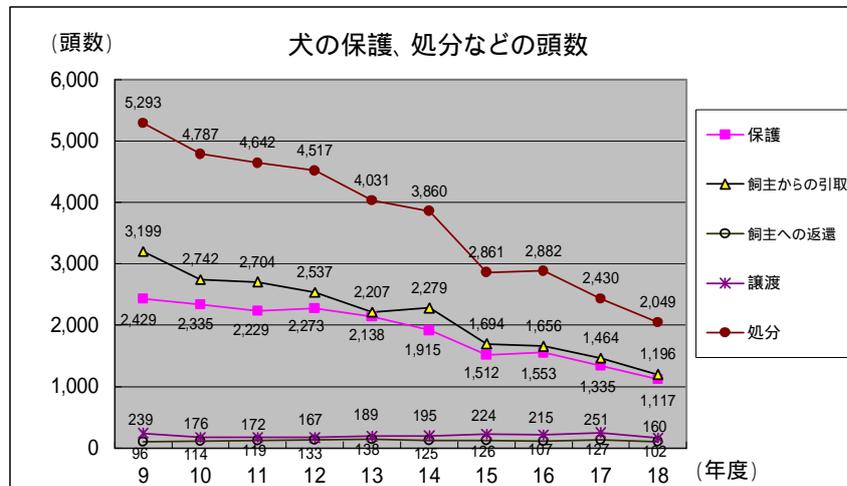
タイムスケジュール

年度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5 以降
1 推進員による学校での啓発	推進員による動物愛護教室 実施 →					
2 協議会における普及啓発活動	イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施（毎年） →					
3 譲渡会、HPでの積極的な啓発	HPの構成検討 → HPの構成について改正・随時見直し →					
4 動物の感染症等に関する一般への情報提供	獣医師会等と協議・実施方法検討 → 実施 →					
5 区長会などを通じた啓発の推進	各保健所・市町村の共通認識づくり機会を捉えて随時実施 →					
6 学校飼育動物の適正な飼育環境に関する指導	獣医師会等と協議・実施方法検討 → 実施 →					

(2) 動物の殺処分数の削減

現状

- ・ 犬ねこの引き取り数については、犬はこの10年間に半数以下に減少していますが、ねこは1.1倍に増加しています。



- ・ ねこの引取りに関する傾向としては、所有者不明ねこ(子ねこ)が増加し、飼いねこの子ねこが減少しています。なお、高知市内では、飼い主不明ねこと負傷ねこの割合が高く、高知市を除く県域では、飼いねこの割合が高い(人口比)傾向が見られます。
- ・ 県民へのアンケートでは、ねこを「屋内飼育」しているという回答が40.0%、「主に屋内飼育」が40.0%、「放し飼い」が13.3%となっており、全国調査に比べて完全な屋内飼育が少なく、「主に屋内飼育」(外にも出している)というケースが多いことが判りました。
- ・ 県民へのアンケートでは、「すべてのねこに手術をしている」という回答が86.7%であり、全国調査の63.8%より高い状況でした。一方、「すべての犬に手術をしている」という回答は17.9%であり、全国調査と同様、ねこより圧倒的に少ないことが判りました。その理由としては、「必要がないと思うから」が28.6%、「動物が嫌がるから(かわいそうだから)」が23.8%、「その他」が28.6%

で、「必要がない」「その他」の理由としては、放すことがない、室内飼いというものが一番多く見られました。

これまでの取り組み

- ・ 環境省告示の趣旨に基づき、定期的な犬・ねこの引取りについて、市町村に回数
の削減についての検討をお願いしています。

平成 18 年環境省告示「犬及びねこの引取並びに負傷動物等の収容に関する措置について」(抜粋)
「引取り措置は、緊急避難的措置として位置づけられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うよう努めること」

- ・ 中央及び中村小動物管理センターにおいて、子犬の譲渡会を実施。
- ・ 県ホームページ「動物情報ネットワーク Animal station」を開設し、犬・ねこを譲りたい人と飼いたい人、犬・ねこを迷わせた人と預かっている人の情報交換の場を提供。
- ・ ねこの屋内飼養に関する普及啓発パンフレット、啓発看板を作成、配布。

取組方針

- ・ ねこの処分数減少にむけた取組みの推進
- ・ 動物関係団体、ボランティアなどとの連携による取組み（引取り、譲渡のあり方の検討とマニュアル化）
- ・ 不妊去勢手術の必要性についての啓発強化

目標

殺処分数 平成 29 年度に 犬及び飼い猫 平成 19 年度の 50% 減
所有者不明猫 平成 19 年度の 25% 減

取組内容

1 譲渡制度の拡充

県は、より多くの動物が適正に飼養管理できる飼い主へと譲渡されるよう、開催頻度や譲渡対象、譲渡者の審査、講習の内容、譲渡後の追跡調査、飼育者へのフォローなど、これからの譲渡会の方法について動物関係団体やボランティアと協議してマニュアルなどにまとめ、譲渡を推進します。

2 譲渡会についての効果的な周知

県は、譲渡会の実施について、ホームページへの掲載のほか、メディアの利用、動物関係団体などを通じた効果的な周知に努めます。

3 飼いねこへの不妊去勢手術、所有者明示措置、屋内飼養に関する普及啓発と情報発信

県、市町村及び動物関係団体は、飼いねこへの対策として、不妊去勢手術、所有者明示措置、屋内飼養のメリットに関する情報など、飼い主がこれらの取組みをしやすくなるような情報の普及啓発に努めます。

また、屋内飼養などの理由で不妊去勢手術の必要性を感じていない人に対しては、災害発生時など、緊急時における対策の必要性について啓発します。

4 犬ねこ引取り手数料制度の導入、定時定点での引取りの見直し

県は、犬ねこを引取る際に手数料をとる制度の導入について具体策を検討するほか、リピーターの確認の方法や念書の提出など、引取時の取扱いについてマニュアルなどに取りまとめます。

また、定時定点での飼い犬、飼い猫の引取りについては、遺棄が増えないよう所有者責任を再度周知徹底しながら、廃止する方向で取り組んでいきます。

5 インターネットによる収容動物の情報の公開

県は、インターネットにより収容動物（譲渡、返還対象など一部から）の情報公開を行う方向で調整します。また、運用している「アニマルステーション（犬・ねこを飼いたい人、譲りたい人、迷い犬・ねこなどの情報掲示板）」についても更なる活用を図ります。

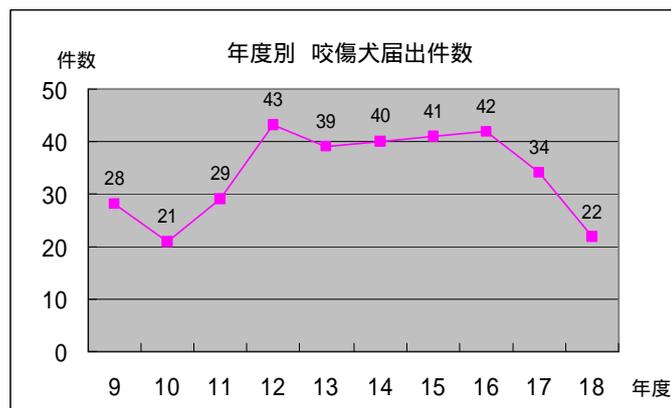
タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1、2 譲渡制度の拡充、効果的な周知	譲渡・周知の方法を検討 環境省の研修受講		試行・検討		本格実施	
3 飼いねこ対策として不妊去勢手術・屋内飼養等の普及啓発、情報発信	協議会、動物関係団体、市町村などにより、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
4 引き取り手数料制度の導入、定時定点での引き取りの見直し	実施方法の検討		制度導入			
	定時定点での引取りについて段階的に削減					
5 インターネットによる収容動物の情報の公開	実施方法の検討		制度導入			

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

現状

- ・ 高知県の保健所には、猫より犬に関する相談件数が多く寄せられます。
- ・ 犬に関する保健所への相談は、「保護要請」および「その他の相談（飼育相談や譲渡の相談などが含まれる）」が多く寄せられますが、過去5年間の傾向としては、「保護要請」については減少しており、「フン害」「鳴き声」「その他の相談」が増加しています。
- ・ 犬による咬傷事故の件数は、平成12年度～16年度にかけて増加し、17年度以降は減少しています。



- ・ 県内の咬傷事故（平成17年度）のパターンとしては、全体の85.3%が飼い犬による事故であり、発生状況としては、放し飼いによるものが32.4%で多い状況です。また、被害者が通行中におきたケースが70.6%と多く、発生場所としては、64.7%が公共の場所です。
- ・ 狩猟犬による咬傷事故が問題化しました。
- ・ ねこに関する保健所への相談は、「保護要請」および「その他の相談」が多く、過去5年間の傾向としても、「その他の相談」「保護要請」が増加しており、「引き取り要請」は減少しています。「フン害」は、毎年増減しながらも一定の相談が寄せられています（高知市を除く）。
- ・ 県民へのアンケートでは、動物の飼育で迷惑だと感じることにについて、多い順から「犬のフンの放置（66.3%）」、「猫がきてフンや尿をする（60.9%）」、「犬の放し飼い（35.9%）」、「鳴き声（34.8%）」であり、県で受ける相談の多い順とほぼ同じでした。なお、「猫のフン尿」により迷惑を感じるという回答は、全国調査（平成15年6月内閣府調査）では42.6%であり、県でより多くの人が迷惑を感じていることが判りました。
- ・ 多頭飼育による周辺環境の悪化や野良ねこに関する苦情については、各地域において長年懸案となっている事例があります。

これまでの取り組み

- ・ (1) の普及啓発事業を実施
- ・ 状況に応じて市町村、地域の代表者(民生委員、地区長など)、警察と連携し、対策を実施。
- ・ 飼い主のいない動物への不適切な給餌行為については、個別に指導を実施。
- ・ 狩猟免許更新講習会において適正飼養や登録・注射に関する啓発を実施。

取組方針

- ・ 咬傷事故のパターンとして多い、放し飼いの防止
- ・ 所有者不明ねこの増加や犬・ねこの多頭飼育による迷惑事例に関し、地域単位での取りまとめと、地域の実情に応じた対応案の検討
- ・ 動物関係団体、ボランティアなどとの連携による普及啓発

取組内容

1 咬傷事故の防止に関する啓発

県は、咬傷事故のパターンや日常的な苦情内容として多い、放し飼いの防止について、協議会や関係団体、市町村と共に普及啓発策を検討します。

また、猟犬による咬傷事故の防止のため、狩猟者及び狩猟に関わる団体への指導啓発を引き続き行います。

2 フン害防止のための普及啓発

県は、子犬の譲渡会における講習会や県のホームページ、テレビなどの広報を活用し、フン害防止のための普及啓発を行います。

また、高知県動物愛護推進協議会において効果的な普及活動の方法を検討するほか、市町村等と連携し、地域主催で行っているフン害防止キャンペーンなどを推進します。

3 所有者不明ねこ及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進

県は、各市町村ごとに課題となっている事例を取りまとめ、そのなかから地域モデルを選び、現状にあった対応策を市町村及び獣医師会等と検討し、段階的に実施します。

また、地域が主体となって行う所有者不明ねこ対策(不妊去勢手術等) について、行政においても他自治体等の取り組みに関する情報を収集しておき、相談のあった際には情報提供をしたり、協議会等関係団体や推進員の会で協議する場を設けるなどして、地域主体のルールづくりを支援します。

所有者不明ねこ対策は、地域性を考慮する必要があるため一律に行うのではなく、室内飼養の推進や遺棄防止の啓発、譲渡の拡充と合わせて総合的に取り組んでいきます。

タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1 咬傷事故の防止に関する啓発	協議会、動物関係団体、市町村などにより、イベントの実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
2 フン害防止のための普及啓発	子犬の譲渡会、イベント実施時の啓発を実施。効果的な啓発方法について検討・実施					
	HPの構成検討					
	HPの構成について改正・随時見直し					
3 所有者不明ねこ及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進	市町村・保健所等における現状課題の取りまとめ	モデル地域の選定	地域での協議（実施方法の検討）	モデル実施		

(4) 所有者明示(個体識別)措置の推進

現状

- ・ 特定動物においてはマイクロチップの埋め込み等が義務化されています。
- ・ 海外から日本に持ち込まれる犬に関しては、農林水産省令「犬等の輸出入検疫規則」によりマイクロチップの埋め込みが義務化されているため、海外旅行などで飼養犬を連れて行く際に必要を迫られ、埋め込みをする例が以前より増えている可能性があります。
- ・ 家庭動物や展示動物に対し、識別器具の装着が努力規定となっています。
- ・ 県民へのアンケートでは、犬への所有者明示措置について「つけていない」という回答が42.9%であり、その理由としては「必要がないと思うから」が50.0%で一番多い状況です。また、猫への所有者明示措置については、「つけていない」という回答が86.7%であり、その理由としても「必要がないと思うから」が61.5%で一番多い状況です。

これまでの取り組み

- ・ (1)の普及啓発事業を実施
- ・ 中央・中村の小動物管理センターにマイクロチップリーダーを配備

取組方針

- ・ 個体識別措置の必要性、マイクロチップについての啓発強化
- ・ 個体識別措置の実施体制に関する開業獣医師等との協議(マイクロチップ埋め込み可能な病院の確保)

取組内容

1 個体識別措置の普及啓発

県は、動物関係団体、市町村と連携し、所有者明示措置の必要性やメリット、マイクロチップの埋め込みができる獣医師の紹介など、飼い主がこれらの取組みをしやすいような情報の普及啓発に努めます。また、屋内飼養をしている動物の飼養者は、所有者明示措置の必要性を感じていない人が多いため、災害の発生時など、緊急時における対策の必要性についても啓発します。

2 マイクロチップ等による個体識別措置の推進

県は、獣医師会やその他の動物関係団体と連携し、犬やねこに対する個体識別措置として、マイクロチップの埋め込みや迷子札等の装着を推進します。

3 マイクロチップリーダーによる保護動物の識別記号の読み取り

県は、県で保護をした犬や負傷動物について、マイクロチップリーダーによる識別記号の読み取りを行います。

タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1 個体識別措置の普及啓発	協議会、動物関係団体、市町村などにより、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
2 マイクロチップ等による 個体識別措置の推進	開業獣医師会等との協議 マイクロチップ実施体制 の検討		実施体制の調整 普及啓発			
3 マイクロチップリーダー による識別記号の読み取 り	試行・検討		本格実施			

(5) 動物取扱業の適正化

現状

- ・ 県内の動物取扱業者の数は、平成 19 年 5 月末現在で 166 施設（旧法による届出含む）、業種別の数としては 196（販売 111、保管 59、貸出 0、訓練 13、展示 13）であり、販売業が 57%と多数を占めています。
- ・ 平成 15 年度、多頭飼育により周辺環境を悪化させた動物取扱業者に対し、市町村、警察との連携のもと、動物愛護法に基づく勧告を行った事例があります。
- ・ 法改正に伴う登録制度への移行により、販売状況が悪いなどの相談を受けるケースがあります。
- ・ 県民へのアンケートでは、「危険動物の飼育には自治体の許可があること」を知っている人が 37.0%であるのに対し、「ペットショップなどは動物取扱業の登録を受けなければならないこと」を知っている人は 23.9%と少なく、「販売する店員は購入者に事前説明をし、購入者は説明文書の受領について署名すること」については 16.3%しか知られていませんでした。

これまでの取り組み

- ・ 動物取扱業者に対し、登録制度及び関係法令と基準の遵守について指導を実施。
- ・ 各保健所において動物取扱責任者研修を実施。

取組方針

- ・ 未登録業者及び不適正事業者の排除
- ・ 利用者側に対する動物取扱業の登録制度及び事前説明責務に関する周知

取組内容

1 動物取扱業者への監視指導

県は、動物取扱業の更新時に施設の立ち入りによる状況確認を行うほか、インターネット販売など飼養施設のない業態については、事業者からの聞き取りや広告の確認などにより実態を把握し、業態に合わせた適切な監視を行います。

また、問題事例に対しては、法に基づく勧告、措置命令の早期適用を推進します。

2 動物取扱責任者講習会の充実

県は、動物取扱責任者講習会において、法令や動物の取扱いに関する最新情報を提供するとともに、販売業者の事前説明義務等について周知徹底を行います。

また、動物の取扱いや施設の管理等について模範的な実例を紹介するなど、実際の運用に関する知識と全般的な知識との両方が習得できるよう配慮します。

3 登録制度、販売業者の事前説明に関する周知

県は、動物取扱業者を利用する側の方に対し、機会を捉えて動物取扱業の登録制度や事前説明の義務について周知を図り、意識の強化を図ります。

タイムスケジュール

2については、毎年内容を検討のうえ実施します。

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1 登録更新時の立入と指導	立入・指導			更新時立入実施（5年毎）		
3 登録制度、事前説明の一般への周知	HPの構成検討		HPの構成について改正・随時見直し			
	イベント実施時、啓発物配布時などにおいて随時、普及啓発					

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

現状

- 動物実験については、次のとおり各指針やガイドラインが定められています。
 - 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
(平成18年4月環境省告示第88号)
 - 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
(平成18年6月文部科学省告示第71号)
 - 「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針について」(平成18年6月通知)
 - 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月通知)
 - 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」
(平成18年6月日本学術会議公表)
- 県内においては、複数の研究機関等で動物実験を行っています。
- 小動物管理センターから実験用の犬の譲渡はありません。

これまでの取り組み

- 平成18年度、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を関連機関へ送付。

取組方針

- 実験動物を使用している施設に対する関連基準の周知徹底

取組内容

1 実験動物の飼養保管状況に関する調査 県は、研究機関、大学、病院などの動物実験の実施状況を把握するため、アンケート調査などにより、動物実験の有無、動物種、飼養方法、実験を行うまでの手順などを定めたガイドラインの有無などについて実態を調査します。
2 実験動物の飼養保管基準の周知、助言 県は、上記調査を元に、実験動物の飼養保管基準の周知(3Rの原則に関する普及啓発)と助言を行います。

タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
施策						
1, 2 実験動物の飼養保管状況調査 ~飼養保管基準の周知、助言	動物実験施設における飼養状況等の実態調査		実施機関に対する基準の周知、助言 (実施機関、関係機関との協議)			

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

現状

- ・ 社団法人畜産技術協会において、「快適性に配慮した家畜の飼養管理」に関して勉強会が行われ、報告書が取りまとめられています。

取組方針

- ・ 畜産業者、養鶏業者等に対する「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月総理府告示)の周知

取組内容

1 産業動物の福祉に関する動きへの対応

県は、畜産農家、養鶏農家等への基準等の周知のため、畜産農家等における現状を把握します。

また、畜産業界における産業動物の福祉に関する動きや、環境省における「産業動物の飼養及び保管に関する基準」改正の動きに注目し、状況に応じた対応策を関係部局と協議します。

タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1 農林水産部局との連携・情報 交換、対応策の協議	関連情報の収集 関連機関との連携・対応					

(8) 災害時対策

現状

- ・ 高知県地域防災計画において、以下の記載があります。

1 3 - 9 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	
1 実施責任者	県、市町村、住民及び民間団体
2 実施内容	災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。 (1) 県の活動 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。 (2) 市町村の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。 (3) 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。

- ・ 各市町村においても、地域防災計画に動物の保護及び管理に関する記載があります。
- ・ 「家庭動物の飼養保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」には、飼い主が努めることとされている緊急時対策として、避難に必要な準備、速やかな動物の保護や、動物による事故の防止を行うことが記載されています。

これまでの取り組み

- ・ 獣医師会等動物関係団体において、それぞれ独自の研修会等を開催
- ・ 県において、他県事例の資料の収集及び県内の被災動物の頭数などを推計する資料を作成。
- ・ 県において行政と団体との協定書、動物救護計画案を検討。
- ・ 県は、随時動物関係団体主催の研修会においてこれらの資料に関する情報を提供。

取組方針

- ・ 県内の危機管理体制の整備

取組内容

1 市町村の防災計画やマニュアル整備に関する調査

県は、災害発生時における動物の避難場所の確保等について検討するため、各市町村における防災計画やマニュアルの整備状況について確認します。

2 獣医師会との協定、動物関係団体との調整

県は、被災動物の治療、飼育管理、えさの確保などについて、獣医師会や動物関係団体とその役割分担について協議し、獣医師会と協定を結び、動物関係団体との調整をします。

3 高知県地域防災計画に関する具体策の取りまとめ

県は、動物救護に関する対策本部の設置など全体の体制について協議します。また、各市町村、動物関係団体、庁内関係課と協議した内容を取りまとめるため、具体的な役割分担と流れを記載したマニュアル等を作成します。

4 一般県民、動物取扱業者等に対する平常時対策の普及啓発

県は、災害発生時に動物が安全に飼い主の元へ帰るよう、所有者明示措置などについて平常時からの備えが必要であることを普及啓発します。

また、動物取扱業者、動物実験施設等に対し、動物の避難場所の確保など、災害時の動物の保護管理について指導します。

タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1 市町村の防災計画等の調査、協議	各市町村防災計画、マニュアル等確認	(必要に応じて)マニュアルの見直し、新たな整備に関する協議				
2 獣医師会との協定、動物関係団体との調整		協定案の作成・協議	協定			
3 県防災計画に関する具体策の取りまとめ		検討 県関係課との協議、マニュアル等作成				
4 一般県民、動物取扱業者等に対する平常時対策の普及啓発	協議会、動物関係団体などにより、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
		動物取扱業立入時の確認		更新時立入での確認(5年毎)		

(9) 人材育成

現状

- ・ 県は、高知県動物愛護推進員を35名委嘱しています(任期3年)。そのうち、3分の2はNPO動物ネットこうちと愛玩動物飼養管理士会の会員、3分の1は平成8年度に県が委嘱した動物保護推進員のうち、改正法に基づく新たな動物愛護推進員として活動を希望した者で構成されています。
- ・ 推進員の地域的偏りが多く、活動が県中心部に偏る傾向があります。
- ・ 高知県動物愛護推進協議会の委員は15名であり、構成団体及び人数は以下のとおりです。
 - 社団法人高知県獣医師会 3名
 - 社団法人日本愛玩動物協会高知県愛玩動物飼養管理士会 3名
 - NPO動物ネットこうち 3名
 - 財団法人高知県のいち動物公園協会 1名
 - 高知市 3名
 - 高知県 2名
- ・ 動物関係団体の仲介により、県及び県動物愛護推進協議会の普及啓発事業に、県内の動物関連専門学校の生徒が参加・協力してくれるようになりました。

これまでの取り組み

- ・ 平成17年6月、高知県動物愛護推進員を委嘱。小学校における教室の実施及び動物愛護週間行事への参加協力を中心に活動。
- ・ 平成17年6月、高知県動物愛護推進協議会を設置。主に動物愛護週間行事(動物愛護のつどい)の実施について協議し、17年度から主催事業として実施。平成18年度は、各機関の役割分担により民間企業の参入を得ながら事業を実施。

取組方針

- ・ 動物愛護推進員の地域的偏りをなくし、小学校での動物愛護教室を拡充します。
- ・ 推進員の勉強会などにより、必要な知識の共有と、目指す方向性を統一します。
- ・ 推進員以外で模範となる飼い主を育成します。

取組内容

1 動物愛護推進員活動の拡充

県は、動物愛護推進員が行う動物愛護教室を定着させるとともに、それ以外の推進員活動についても検討し、様々な方面で活躍する動物愛護推進員の委嘱を進めていきます。

また、幅広い地域に動物愛護推進員が分布するよう、現在の委嘱方法(県内動物関係団体および保健所長の推薦)以外に、公募により動物愛護推進員を募集するとともに、その活動をホームページ等で紹介し、推進員の存在を普及します。

2 動物愛護推進員の研修、勉強会等の実施

県は、動物愛護推進員に、活動を行ううえで必要な知識や、統一した活動方針の共有を図るため、動物愛護推進員の研修や勉強会を行います。

また、推進員どうしでつながりを持ってもらうことで、活動内容の工夫がしやすい環境をつくれます。

3 地域において模範となる飼い主の育成

県は、地域における普及啓発事業を継続して実施し、模範的な飼い主が育つような普及活動に努めます。

4 動物関連専門学校との情報交換と連携体制づくり

県は、県内における動物関連の専門学校と情報交換や事業上の連携をすることで、将来、動物に係る業務に就く人に、早い段階で県内の状況や課題を知ってもらい、地域において動物の適正飼養・管理方法に関する指導的な役割になってもらえるように努めます。

タイムスケジュール

年度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5 以降
1 推進員活動（動物愛護教室）の定着と拡充	新たな推進員の委嘱 →	教室を行う推進員の公募、教室への参加	→	新たな推進員の委嘱 →	→	推進員の募集方法についての検討 →
	動物愛護教室の実施（毎年） 教室の実施方法、教室以外の推進員活動についての検討					
2 推進員への研修	研修実施（毎年1回以上） →					
3 一般への適正飼養の普及啓発による人材育成推進	実施方法の検討 →			実施 →		
4 専門学校との情報交換・連携体制づくり	随時情報交換 事業の実施における連携 →					

(10) 調査研究の推進

現状

- ・ 衛生研究所において人と動物の共通感染症に関する調査研究を実施しています。

これまでの取り組み

- ・ 平成 17 年度、平成 18 年度に衛生研究所において県内幼稚園等におけるオウム病に関する調査研究を実施。一般用の啓発パンフレットを作成、配布しました。

取組方針

- ・ 狂犬病発生時対策などの危機管理体制をつくるための調査、研修の推進。
- ・ 動物の愛護及び管理に関する施策を立てるための基礎的調査の推進。
- ・ 動物愛護、適正飼養を推進する観点での調査研究について、体系的に取り組む体制の推進。

取組内容

1 狂犬病発生時対応についての体制の整備

県は、狂犬病発生時の対応として、発生現場の状況調査や犬の飼養者への指導、犬からの検体採取や検査、情報公開など一連のながれについて、各関連機関が円滑に動けるよう、それぞれの役割分担について整理します。また、演習の実施について関係機関とともに検討し、関係する職員の研修を行います。

2 動物愛護、適正飼養に関する調査の推進

県は、動物の愛護と適正飼養の推進のため、現在の動物の飼養状況や、狂犬病予防法に基づく登録や注射の実施状況など、動物愛護管理施策を推進するための基礎調査を推進します。

3 医療機関等との連携

人と動物の共通感染症に関する対応については、人の医療や健康に関する関係機関、関係団体との連携を推進します。

タイムスケジュール

年度	20	21	22	23	24	25 以降
1 狂犬病発生時対応についての体制の整備	他県における取り組みの情報収集	関係機関との協議・体制の整備				
	机上演習などの研修検討					
2 動物愛護、適正飼養に関する調査の推進	協議会や市町村担当者の会などを通じ、調査方法等について検討・実施					
3 人の医療に関する機関との連携	狂犬病対応の机上演習のほか、感染症に関する取り組みにおいて連携					

6 達成状況の確認と計画の見直し

本計画の達成状況は、定期的に高知県動物愛護推進協議会と県において確認するほか、確認時に得た意見や、社会情勢の変化などを踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。